

10 医療・介護における提供体制の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

- 1 地域医療介護総合確保基金の改善
- 2 感染症対策の強化
- 3 国民健康保険制度に係る財政基盤の確立

【提案内容】

項目1 基金の医療分については、事業区分Ⅱ及びⅢにも十分な額を配分するとともに、事業区分間の融通を認めること。また、都道府県が年度当初から事業を実施できるようなスケジュールで交付すること。

さらに、介護分については、市町村ごとのニーズに応じて、現在補助対象とされていない介護施設等の整備、介護ロボット導入支援事業や、「介護離職ゼロ」に向けた取組など幅広く活用ができるようにすること。

項目2 平成26年4月から施行された「風しんに関する特定感染症予防指針」の目標達成に向け、国としても対策を一層強化するとともに、地方自治体が行き組む風しん対策に対し、財政措置を講じること。

また、ジカウイルス感染症など海外で流行している感染症について、迅速に情報提供等を行うとともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、水際対策等感染症体制を強化し、それに伴い地方自治体を実施する対策について、財政措置を講じること。

項目3 加入者の負担能力に応じた保険料等の負担水準となるよう財政支援方策を確実に講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を国の責任において確立すること。

【実現による効果】

地域医療介護総合確保基金の医療分について、事業区分Ⅱ及びⅢにも十分な額が配分されることにより、在宅医療の推進や医療従事者の確保・養成に必要な事業が実施できる。また、年度当初から事業を実施できるようになり、貴重な財源を有効に活用することができる。

また、介護分について、地域の実情に応じた多様なニーズへの柔軟な対応を可能とすることにより、個別性の高い、効果的な地域包括ケアシステムの構築、運用が期待できる。

風しん対策を強化することにより、風しんが撲滅され、感染症対策を強化することにより、海外からの感染症流入の防止、国内での感染拡大防止を図ることができる。

国民健康保険制度については、加入者の負担能力に応じた保険料や一部負担金の水準となることにより、被保険者間の負担不公平が解消される。

【提案理由】

国は、地域医療介護総合確保基金（医療分）について、事業区分Ⅰ（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備）に重点配分することとしているため、Ⅱ（居宅等における医療の提供）及びⅢ（医療従事者の確保）（特にⅢ）に十分な額が配分されず、事業実施に支障をきたしている。そのため、Ⅱ及びⅢにも十分な額を配分するとともに、区分間の融通を認める必要がある。また、当初予算を組む段階で規模感が示されず、事業実施主体との具体的な調整が困難であるため、新規事業の大部分は補正予算で対応せざるを得ない。当初予算に計上できるスケジュールで交付する必要がある。

なお、介護分については、地域ごとの事業のニーズを踏まえ、現在基金を活用できない事業についても弾力的に活用可能となるよう見直しが必要である。

風しんについては、今後も周期的に流行する可能性があるため、本県では、「風しん撲滅作戦」を展開し、取組を進めている。国においても、対策を一層強化するとともに、地方自治体が取り組む風しん対策に対して、財政措置を講じる必要がある。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、海外との人の往来が盛んになることから、適切な情報提供、検査体制の整備、水際対策等を強化するとともに、地方自治体が速やかに対策を実施できるよう、財政措置を講じる必要がある。

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年度から都道府県は国保事業の財政運営主体となり、市町村とともに国保事業運営を担うこととなった。あわせて、全国市町村が行う法定外繰入額に匹敵する3,400億円の財政基盤強化策が実施されることとなり、本県内のいくつかの市町村で法定外繰入の減少が見られたところである。

しかし、他の公的医療保険制度に比べ、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえない。今回実施される財政基盤強化策を検証し、引き続き必要な財政措置を確実に実施することが、持続可能な制度としていくために必要である。

【本県における国保加入者の負担の状況 ー所得に対する保険料の負担割合ー】

1,000万円未満収入のいずれの世帯・所得階層とも被用者保険（協会けんぽ）を上回り、特に収入200万円から400万円の世帯の負担が高くなっている。

収入 (万円)	所得 (万円)	横浜市国民健康保険				協会 けんぽ	
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯		
100	35.0	13.27%	13.27%	19.61%	25.96%	13.23%	協会けんぽの保険料負担率の2倍を超える世帯
200	122.0	11.17%	14.81%	16.27%	19.18%	8.25%	
300	192.0	10.87%	13.18%	15.49%	17.80%	7.90%	協会けんぽの保険料負担率の1.5倍を超える世帯
400	266.0	10.72%	12.39%	14.05%	15.72%	7.80%	
500	346.0	10.63%	11.91%	13.19%	14.48%	7.38%	
600	426.0	10.57%	11.61%	12.66%	13.61%	7.12%	
700	510.0	10.53%	11.33%	11.99%	12.65%	6.89%	
800	600.0	10.23%	10.79%	10.83%	10.83%	6.65%	
900	690.0	9.42%	9.42%	9.42%	9.42%	6.48%	
1000	780.0	8.33%	8.33%	8.33%	8.33%	6.35%	

※以下のデータをもとに県が作成

- ・協会けんぽは、平成25年10月から適用の保険料率（介護分を除く）、標準報酬月額額は年間16月（ボーナスが4月分支給）として算定。
- ・横浜市は、平成25年度の保険料率による算定（介護分を除く。軽減適用後）。

（神奈川県担当課：保健福祉局医療課、高齢福祉課、健康危機管理課、医療保険課）